

# 地方公共団体における中小企業者のための 官公需確保施策【鳥取県説明資料】

1	総務部の取組	・・・	2
2	県土整備部の取組	・・・	7
3	商工労働部の取組	・・・	16

# 1 総務部の取組

## 価格転嫁に関する取組

### 1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約変更やその協議の対応状況

#### (1) PFI事業における民間事業者の適正利益が確保される環境構築の推進

##### 【PFI事業者と新たに締結する事業契約の場合】

##### ア 基本的な考え方

- 通常の範囲内での物価変動は原則として事業者のリスクとし、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が発生した場合のリスクについては、契約書にルールを記載し、県と事業者でリスクの分担を行う。
- 契約書に記載する物価見直しの条件や率については、予め一律に基準となる条件等を設定するのではなく、事業者との意見を勘案するとともに、事業の手法や種類に応じて事業者による提案書において物価上昇リスクに対する考え方を記載させ、評価を行っている。

##### イ 個別PFI事業の例（米子新体育館整備等事業（米子アリーナ））

##### ①工事費

県又はPFI事業者は、契約の締結日から引渡日の前日までの間において賃金水準や物価水準等の変動により工事費が不適當になったと認められる場合は、工事費の変更を相手方に請求して協議することができる規定を整備。

##### ②運営準備費、運営費及び維持管理費並びに光熱水費

物価変動指標や国内企業物価指数等を確認し、事業者提案により定めた率を上回って変動した場合に改定する旨の規定を整備。

##### 【PFI事業者と締結済みの事業契約の場合】

必要に応じて予算要求を行い、上記の内容を踏まえた内容で変更契約を締結し対応している。

# 1 総務部の取組

価格転嫁に  
関する取組

## (2) 指定管理施設における指定管理者の適正な財源が確保される環境構築の推進

### 【指定管理者と新たに締結する協定の場合】

#### ア 基本的な考え方

通常範囲内での物価変動は原則として指定管理者のリスクとし、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が発生した場合のリスクについては、協定書にルールを記載し、県と指定管理者でリスクの分担を行う。

#### イ 指定管理施設におけるスライド条項の整備及び単年度ごとの予算要求（光熱費）

##### ①人件費

各年度の予算要求時に、現在の指定管理料の予算設定時と比較し、毎年度の鳥取県民間給与実態調査をもとに県が算定する人件費単価等を用いて算出される人件費想定額に±3%以上の増減があった場合に再算定を行い、単年度ごとに増減を行う。

##### ②その他事業費（修繕費含む。）

各年度の予算要求時に、現在の指定管理料の予算設定時と比較し、該当する鳥取市消費者物価指数に±3%以上の増減があった場合に再算定を行い、単年度ごとに増減を行う。

##### ③光熱費

各年度の企業物価指数の伸び率から算出する増加分を反映した額を毎年度計上する（債務負担行為の積算額から除き、毎年度別途予算措置を行うことにより、増加分を適正に反映）。

※令和6年度一斉更新に係る施設について令和10年度までの特例的取扱い。

### 【指定管理者と締結済みの協定の場合】

必要に応じて予算要求を行い、上記の内容を踏まえた内容で変更協定を締結し対応している。

# 1 総務部の取組

## 2 一般物品、委託及び役務に係る集中調達

### (1) 電子入札の導入

開始時期	内容
平成18年3月	・ 物品調達について電子調達システムにより電子入札を開始
平成19年4月	・ 県内企業（県内に本店、支店、営業所等を有する事業者）に限定した制限付き一般競争入札を電子入札により実施。 ・ 地方機関の物品調達についても、電子調達システムによる入札を開始。
平成20年6月	・ 委託・役務等についても電子調達システムによる入札を開始。(ただし、本庁分のみ)

- ・ 鳥取県の物品及び役務の競争入札参加資格者名簿に登録されている地元企業（県内に本店を有する事業者）の大半は中小企業者。
- ・ 少額物品（20万円未満）については、各所属で購入（大半は県内企業に随意契約）を実施。

# 1 総務部の取組

## (2) 印刷物調達の際の取組み

- ・従前より印刷物の入札は、原則として、入札条件に「県内に自社の印刷設備を有し、その設備を用いて印刷を行うこと。（印刷の外注は原則として認めない。）」と明記しており、県内印刷業者との契約を原則としている。（県内印刷業者は中小企業者）

## (3) 最低制限価格制度の導入

- ・平成22年1月から印刷物の発注において、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格制度を実施。（予定価格20万円以上のオフセット印刷が対象。）
- ・平成24年4月からは、看板制作業務について、最低制限価格制度を実施。（予定価格100万円以上の看板類の制作が対象。）

※入札制度および電子入札対象案件等の詳細（要綱など）を確認のこと。

【問合せ先：鳥取県総務部総合事務センター（物品契約課）】

◆鳥取県物品電子調達ウェブサイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>

# 1 総務部の取組

## 3 用品調達の際の取り組み

### (1) 一般用品

- ・従前より、県で使用する一般用品（コピー用紙、各種ファイル等の事務用品）の契約に際しては、競争入札参加資格者名簿に登録されている県内企業を対象に入札を行い、令和2年度発注分にかかる入札から電子入札に移行。
- ・鳥取県の一般用品指定品目は約290品目あり、3地区毎に入札を行い、県内企業の入札機会の確保を行っている。（殆どは中小企業者）

### (2) 石油製品調達の際の取り組み

- ・従前より鳥取県での石油製品（ガソリン、重油、軽油、灯油等）の調達は、鳥取県内の官公需適格組合である鳥取県石油協同組合と随意契約を締結しており、県内組合員から調達している。

※単価契約時の石油価格と資源エネルギー庁が1週間ごとに公表する石油価格に、2円以上の変動があった場合、上下幅に応じて翌週以降の契約単価を変更。

## 2 県土整備部の取組

価格転嫁に  
関する取組

### 1 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

#### (1) 措置の内容

令和6年3月から適用する新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、(2)の対象工事及び設計業務委託等の受注者は、それぞれ建設工事請負契約書第53条及び設計業務等委託契約書第50条に基づき、請負代金額及び業務委託料の変更協議を請求することができる。

#### (2) 対象の工事及び設計業務委託等

令和6年3月1日以降に契約を締結した工事及び設計業務委託等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

#### (3) 変更協議の流れ

- (ア) 発注者から受注者に対し、特例措置に該当する旨を通知（工事・業務毎に通知）。
- (イ) （契約変更を請求する場合）受注者から発注者に対し、文書による協議。
- (ウ) 発注者から受注者に対し、文書による回答。

#### (4) 変更後の請負代金額の算定

変更後の請負代金額及び業務委託料は、次式の方式により算出する。

変更後の請負代金額及び業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び新技術者単価により積算された予定価格

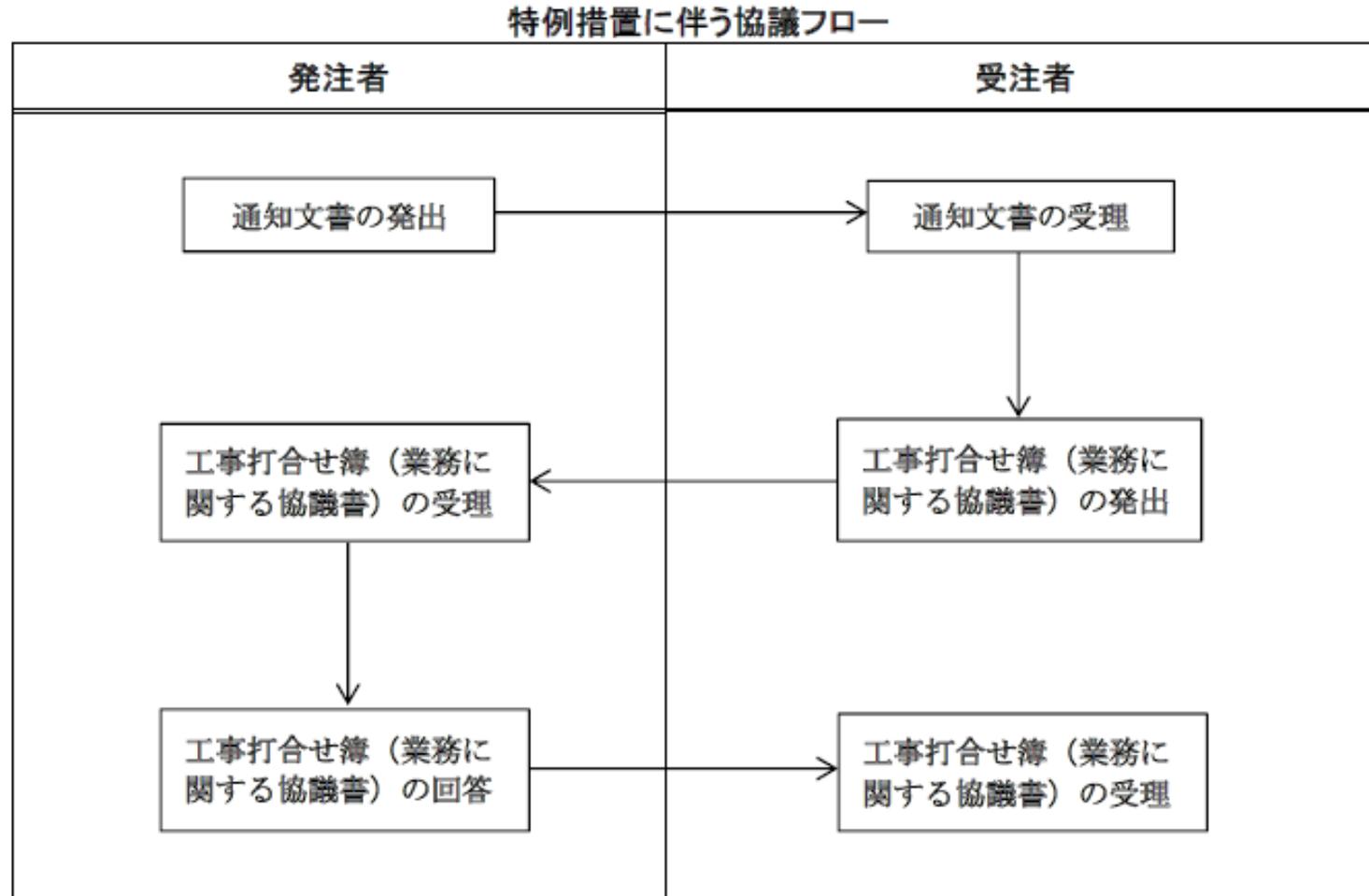
$k$  : 当初契約の落札率

## 2 県土整備部の取組

### 1 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

#### (5) 特例措置に伴う協議フロー

価格転嫁に  
関する取組



## 2 県土整備部の取組

価格転嫁に  
関する取組

### 2 インフレスライド条項（建設工事請負契約書第25条第6項）の運用

#### (1) 措置の内容

契約中の工事において、工事請負契約書第25条6項に基づき「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求することができる措置。

#### (2) 協議、請求等の流れ

- (ア) 協議の請求は賃金水準又は物価水準の変動があった場合に書面により行う。
- (イ) 請求日は受注者が請負代金の変更の協議を請求した日とする。
- (ウ) 基準日は請求日から起算して14日以内で受注者と発注者が協議して定める日。

#### (3) 適用条件、労務単価特例措置との違い

インフレスライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料・賃料、市場単価が対象で、残工期が基準日から2ヶ月以上あることが条件。労務単価の特例措置は、労務単価のみが対象であるとともに、適用となる工事の条件（例：令和6年2月1日以降に契約を締結した工事のうち、令和5年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。）がある。

#### (4) 請負代金額の変更

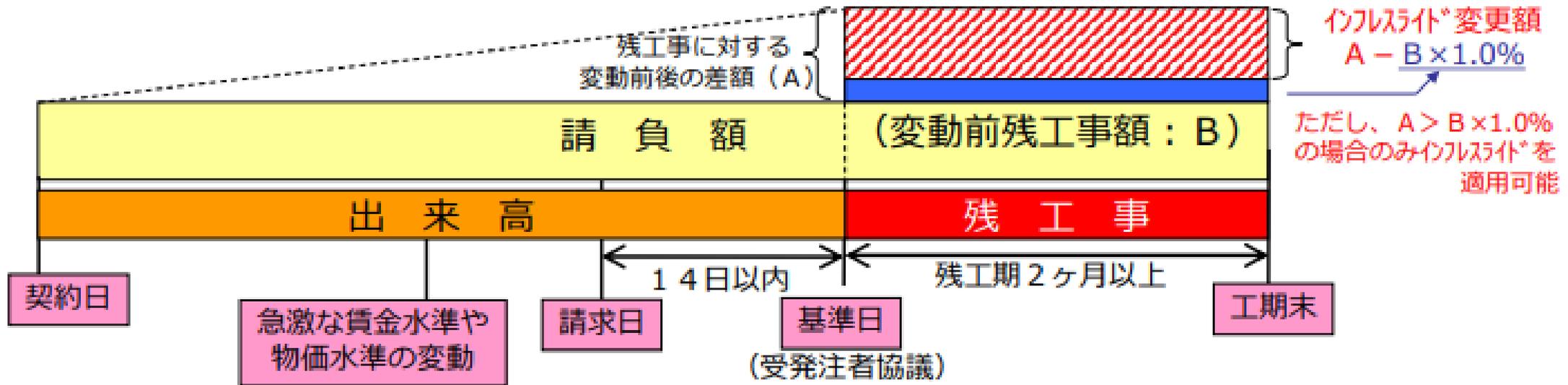
賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

## 2 県土整備部の取組

価格転嫁に関する取組

### 2 インフレスライド条項（建設工事請負契約書第25条第6項）の運用 (5) インフレスライドのイメージ

#### インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）



## 2 県土整備部の取組

その他の取組

### 1 県内業者優先発注による受注機会の確保（建設工事・測量等業務）

### 2 下請業者への配慮（建設工事）

- (1) 県発注工事において、下請業者は県内業者を活用するよう契約で義務付け。
- (2) 県内下請業者が活用できるにもかかわらず、県外業者と下請負契約を締結した場合は、契約違反として資格停止等の検討を行う。（県発注工事については、施工体制台帳、施工体系図の提出を義務付け、下請契約の状況を確認している。）

### 3 県内産の建設資材の使用（建設工事）

- (1) 県発注工事に使用する資材については、契約上、リサイクル製品を積極的に活用することとしているが、リサイクル製品以外の工事に要する資材のルールは、次のとおり。
  - ア 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - イ 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (2) 県内産資材を活用できるにもかかわらず、これを使用しなかった場合は、契約違反として資格停止等の検討を行う。

### 4 分離・分割発注による県内業者の受注機会確保（建設工事）

分離・分割発注方針をもとに、効率性や経済性を確保しつつ、県内業者の受注機会の確保を図っている。

### 5 発注工事等の情報公開（建設工事・測量等業務）

県が発注する公共工事等に関する情報公開を行い、調達案件を幅広く周知している。

### ※ 県内業者優先発注の例外（建設工事・測量等業務）

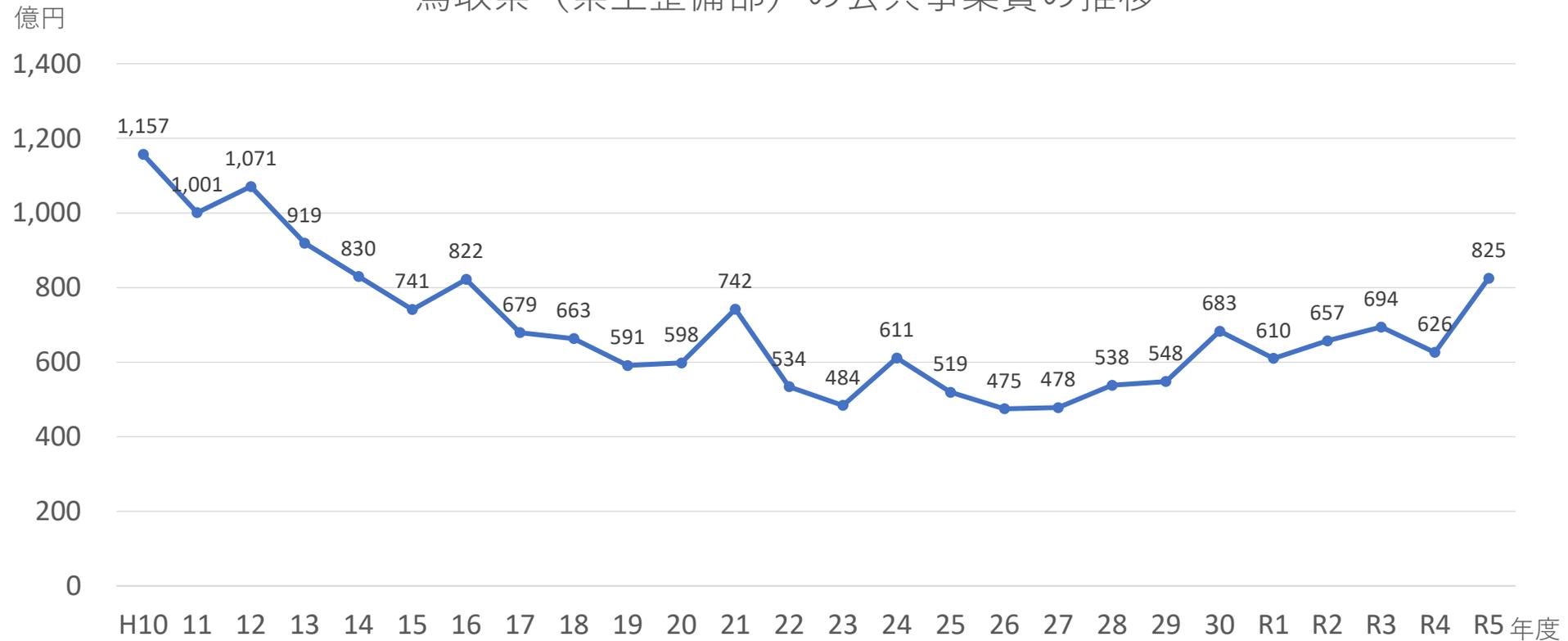
専門的な機器の据付や、高い技術や知識が求められる場合、また、特殊な技術が必要とされ、県内業者では施工ができないとき。

## 2 県土整備部の取組

その他の取組

<参考>

鳥取県（県土整備部）の公共事業費の推移



【問合せ先：鳥取県県土整備部県土総務課】  
「鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ」  
<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>

## 2 県土整備部の取組

その他の取組

< 参考 >

### 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の概要

県土総務課  
平成29年3月23日

建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めた「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」（以下「指針」という。）を制定し、指針の遵守を契約条件として位置づける。

この指針には、重層下請構造の改善を図るための下請次数の制限や、県内業者の受注機会拡大を図るための下請等の県内業者の活用をはじめとして、より一層適正な下請契約に資する事項を盛り込む。

#### 1 対象工事等

○対象工事 県が発注する全ての建設工事

○制 定 平成27年3月19日

（適用：平成27年4月1日以降に調達公告等を行う工事から）

## 2 県土整備部の取組

その他の取組

### 2 指針のポイント

区分		内容		備考
下請の回数制限	下請工事	<b>建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。）は3回以内、その他工事は2回以内</b> （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）		<b>H29.10.1までは従前の回数制限</b>
下請の県内業者活用	1次	原則、県内業者（県内本店）に限定（あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※		
	2次	原則、県内業者に限定（あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※		
※ あらかじめ承認を受け県外業者（県外本店）とする場合でも、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者から優先して選定				
適正な下請契約	社保等加入	元請負者	全ての業者が義務（入札参加資格の要件）	
		1次下請	全ての1次下請負者の加入が義務	
		2次以下の下請負人	<b>全ての2次下請負者の加入が義務</b> ※やむを得ず未加入業者と下請契約を締結する場合は、元請負人は「保険未加入者選定報告書」を県へ提出	<b>H29.10.1までは加入努力。</b> 元請負人が下請負人を加入指導
	適正な価格での下請契約の確保	少なくとも、該当する県の設計額の直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費の額を合算した額を確保するとともに、必要な間接工事費及び企業経営上必要な費用を加えた金額を確保した下請契約の締結に努力		下請予定者に対して、書面により標準見積書の提出を依頼
建設労働者の適切な賃金水準の確保	公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保することに努力			
県工事の参加全業者に適正化指針の遵守を求める仕組みづくり		下請に出す際に指針遵守規定を設けることを契約条件とし、県と契約関係のない下請負人にも指針遵守を義務付ける仕組みを構築		

## 2 県土整備部の取組

その他の取組

### 3 指針の実効性確保

- 元請負人に対して、下請契約書に「指針の遵守」規定を追加条項として義務づけ、2次下請以下についても同措置することを契約条件として要請
- 下請注文者（元請負人含む。）は、「下請契約遵守事項報告書」を作成し契約内容等の適否を自ら確認するとともに、施工体制台帳と同時に同報告書を県に提出し、県はこれを確認・指導及び完成検査で評価
- 「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」に基づく現場実態調査時に確認・指導

### 3 商工労働部の取組

その他の取組

#### 1 トライアル発注推進事業

- 県内の中小企業等が開発・製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し官公庁からの受注実績を作ることで販路開拓を支援するとともに、当該製品等の有用性などを使用者の立場から評価し、その結果を受注者である中小企業等にフィードバックすることで製品の改良を支援する制度を平成19年度から実施。
- 当該制度の認定日から最長24ヶ月間、県の機関が認定商品を購入する際、随意契約により購入可能。

#### 《対象製品》

100万円以内の物品、ソフトウェア、システムウェア、技術のいずれか（個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まないものを除く）に限る。

### 3 商工労働部の取組

その他の取組

#### 1 トライアル発注推進事業

○認定実績 175件（平成19年度～令和6年6月末現在）

\*年2回程度の募集

○購入実績例

LIQUID AR  
(リキッドエーアール)

※専用アプリが不要のAR（拡張現実）

⇒導入先：むきばんだ史跡公園

\*購入実績：19件 12,363,503円  
(平成29年度～令和4年度)

※発注実績一覧（一部）はこちら↓  
「トライアル発注推進事業」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>



### 3 商工労働部の取組

その他の取組

#### 2 鳥取県グリーン商品認定制度

○県内で発生する循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品のうち、一定の要件に適合するものを「**鳥取県認定グリーン商品**」として認定する制度。

→令和6年6月末現在、**58事業者402商品を認定**

認定内訳（R6.6末時点）

	事業	商品数（件）
1	コンクリート製品等	267
2	道路資材	58
3	農業・緑化資材	30
4	建築資材	20
5	文具等	13
6	その他	14
合計		402

### 3 商工労働部の取組

その他の取組

#### 2 鳥取県グリーン商品認定制度

- 鳥取県では、官公需の推進と併せ、平成13年度にグリーン購入に係る調達方針等について「鳥取県グリーン購入基本方針」に定めている。
- 平成24年度からは、品質及び価格が同等（価格差は30%以内を目安とする。）である鳥取県認定グリーン商品がある場合は、同商品を優先的に調達するよう規定しており、認定商品のより一層の利用促進が取り組まれている。

**TOTTORI MADE**  
鳥取県認定グリーン商品



### 3 商工労働部の取組

#### その他の取組

#### 【その他】

- ◆鳥取県産業振興条例（平成23年12月27日公布施行）
  - 県事業の実施における県内所在事業者への配慮等
    - ・事業者の受注機会の拡大
    - ・県産品の利用促進
  - 県発注・調達状況の公表義務
    - ・建設工事1,000万円以上
    - ・委託、物品調達等500万円以上

#### 【問合せ先：鳥取県商工労働部産業未来創造振興課】

- ◆「トライアル発注推進事業」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>
- ◆「鳥取県認定グリーン商品と認定制度」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/green/>